

平成 15 年 10 月 23 日

各 位

株式会社 りそな銀行

### 部店長与信権限の拡大について

りそなグループのりそな銀行（社長 野村 正朗）は、中小企業向け融資を拡大すべく、中小企業のお客さまの資金ニーズに対し、より積極的かつ迅速にお応えすることを狙いとして、部店長権限により最大 20 億円までの融資を可能とするよう、部店長権限を拡大いたします。お客さまに最も近い現場への権限委譲により、お客さまの資金ニーズに対する更なるクイックレスポンス、サービス向上を図ってまいります。

本件は、本年 4 月に新たに導入した当社独自の信用格付 の定着化を踏まえて、融資審査に係る部店長の決裁権限を抜本的に見直し、本年 11 月 5 日（水）付で部店長与信権限規程を改正するものです。

これまで蓄積してきた企業の「財務データ」の統計的分析に基づき構築した財務評価モデルによる評価、企業財務の実態面・動態変化の評価に定性面の評価を組み合わせたもの。

#### 1．改正の主な内容

##### (1) 決裁権限体系の抜本的な見直し

従来の店質（地域や支店規模等）による部店長決裁権限から、お取引先毎の信用リスクに応じた信用格付別の決裁権限へ転換するとともに、部店長の与信権限を大幅に拡大し、一般店において最大 20 億円（無担保融資で最大 10 億円）までの融資を可能といたします。

##### (2) 継続融資案件等に対する部店長権限の拡大

融資の継続案件については、当初の新規採択時から次回継続時までの間に、信用格付の引下げがなく、かつ貸出期間や返済方法等の貸出条件が前回と同一の場合等一定の要件を満たす融資総額 20 億円（無担保融資 20 億円）以下のお取引先に対し、全て部店長権限により決裁可能といたします。

また、総額 2 億円までの融資を行っているお取引先については、一定の要件を満たす場合に、原則として貸出期間や返済方法等の貸出条件について、全ての制限を撤廃し、部店長権限による取扱を可能といたします（従来は、部店長決裁が可能な貸出期間や返済方法等を定めていました）

##### (3) 与信運営状況のチェック体制強化

部店長権限を拡大する一方で、本部による事後チェック体制を強化いたします。部店長の責任の明確化を図るとともに、本部による牽制機能を強化し、権限濫用と事故発生を防止いたします。

#### 2．改正の主な狙い・効果

本改正による現場への権限委譲によって、従来本部宛ての稟議が必要であった案件の過半が部店長決裁により対応できるようになる見込みです。これにより、お借入申し込みからご回答までに要する時間が大幅に短縮され、中小企業のお客さまの資金ニーズへのクイックレスポンスが可能となります。

また、信用リスクに応じた部店長決裁権限へ変更することにより、本部では、これまで以上に大口先や信用リスクの高い企業に重点を置いた審査・サポート強化が可能となります。

以 上